

# お薬（長期収載品）の 自己負担について

令和6年10月より、国の政策として、患者さんの希望により、長期収載品（※1）と呼ばれるお薬を処方する場合は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）との差額の一部を、特別の料金（※2）としてお支払いいただきます。

## （※1）長期収載品とは？

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のあるお薬（先発医薬品）のことです。

## （※2）特別の料金とは？

長期収載品（先発医薬品）と後発医薬品の差額の2分の1に相当する額を、特別の料金としてお支払いいただきます。なお、これにより病院の収入が増えるわけではありません。